

日本心血管インターベンション治療学会
北海道支部会則

第一章 総 則

第1条 本支部は、日本心血管インターベンション治療学会（Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics(CVIT)）北海道支部（以下、本支部）と称する。

第2条 本支部は、会議議事録の作成、連絡業務、会計業務等、支部の円滑なる運営にかかわる業務を行うため、事務局を設置する。

第二章 目的および事業

第3条 本支部の目的は、北海道における心血管疾患患者に対する有効かつ安全なカテーテル治療の開発と発展、及び臨床研究の推進とその成果の普及をもって、診断治療技術の向上と学術文化の発展に資することにより、心血管疾患の予後改善の責務を広く社会に果たすこととする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部学術集会（地方会）の開催
- (2) 研究、調査および実地教育（ライブ教育）
- (3) 他の関係学術団体との連絡および協力
- (4) その他、本支部の目的を達成するために必要とされる事業

第三章 会 員

第5条 本支部の会員は、日本心血管インターベンション治療学会会員とする。

第四章 役 員

第6条 本支部は次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 幹事 35名以内
- (4) 会計監事 1名

第7条 本支部の役員は次の各項の規定により選任される。

- (1) 支部長は、選出理事の中から幹事会で選出される。

- (2) 支部長は幹事の中から 1 名の副支部長を任命する。
- (3) 幹事は積極的かつ指導的に活動する会員の中より幹事会で選出され決定する。
- (4) 本会理事の在任期間中の者は、支部幹事として幹事会に加わることとする。
- (5) 支部学術集会会長は、幹事の中から幹事会で選出される。
 - ① 会長に承認された者は、本人が開催する学術集会の 1 年前から幹事会に出席し、開催準備状況を報告する。この際の幹事会においては、審議に加わることは出来るが、議決権は有しないものとする。
- (6) 支部選挙管理委員長は、幹事会で選出された支部選挙管理委員の中より、互選により選出される。
 - ① 本会理事が、支部選挙管理委員長を兼任することは出来ない。
- (7) 事務局代表は、支部長が推薦し、幹事会の承認を受けて選任される。
- (8) 会計監事は、幹事の中から幹事会で選出される。

第8条 本支部の役員の任期は次の規定に従う

- (1) 支部長、副支部長、選挙管理委員長および会計監事の任期は 3 期 6 年とする。
- (2) 幹事は、代議員選挙年度の 4 月 1 日において満 60 歳以上である時は、その年度より退任する。
- (3) 支部学術集会会長の任期は、前回学術集会の日の翌日から当該学術集会の終了の日までとする。
- (4) 役員の再任は妨げない。
- (5) 任期満了前の退任の場合は本人が幹事会に申し出て承認を得る。

第五章 会議ならびに委員会

第9条 本支部は業務を行うために次の会議と委員会をおく。

- (1) 幹事による幹事会
- (2) 学術集会

第10条 幹事会は次の規定に従う。

- (1) 幹事会は、学術集会の際に開催し、議長は支部長とする。
- (2) 支部長は、必要があるときには、臨時幹事会を招集することができる。
- (3) 事務局は議事録作成のため、定期あるいは臨時の幹事会に出席する。

第11条 学術集会は次の規定に従う。

- (1) 毎年 1 回以上開催しなければならない。

- (2) 演題を発表するものならびに共同演者は、会員でなければならない。
- (3) 学術集会の運営に充てるため、参加費を徴収することができる。
- (4) 幹事の所属する施設においては、原則として年2回開催される支部学術集会において少なくとも1回は演題を提出するように努める。

第12条 支部選挙管理委員会は次の規定に従う。

- (1) 支部選挙管理委員は、幹事会で選出される。
 - ① 支部選挙管理委員数は、幹事の中から5名以上を選出する。
 - ② 支部選挙管理委員の任期は4年で再選を認める。ただし、第8条(2)項の規定により幹事を退任した場合はこの限りではない。また、本人の希望により幹事会の承認を得て退任することができる。
- (2) 支部選挙管理委員会は、定款細則の代議員選挙規則を遵守し、公正且つ円滑な選挙を実施しなければならない。

第六章 運営資金と会計監査、会計報告

第13条 本支部の運営には次の資金を充てる。

- (1) 支部会費（日本心血管インターベンション治療学会会費と同時に徴収されるもの）
- (2) 支部学術集会参加費
- (3) 寄付金
- (4) 支部が発行する刊行物の広告掲載料

第14条 会計監査、会計報告は次の規定に従う。

- (1) 支部学術集会会長は、学術集会の終了後に収支決算を速やかに行い、会計監事による監査を受けなければならない。
- (2) 学術集会の会計報告は、年度後期の学術集会の際に、幹事会において、事務局が行う。
- (3) 支部長は、年度末に支部事務局の収支決算を速やかに行い、会計監事による監査を受けなければならない。
- (4) 支部長は、年度後期の学術集会の幹事会で収支決算の承認を受けなければならない。
- (5) 支部長は、年度末に学術集会を含めた支部決算報告書を速やかに本部に提出しなければならない。
- (6) 支部長は、年度初期の学術集会時の幹事会で、事業計画を付した予算の承認を受けなければならない。
- (7) 会計年度は、4月1日より、翌年3月31日までとする。

第七章 補 足

- 第15条 本会則の変更は、幹事会で承認されなければならない。
- 第16条 本支部の運営に関する施行細目を別途定めることができる。
- 第17条 本会則に記載されていないことについては、日本心血管インターベンシ
ョン治療学会定款および細則に準ずる。
- 第18条 本会則は平成 21 年 12 月 1 日より施行する。
- 第19条 事務局は、札幌市東区本町 1 条 7 丁目 1-5-101 に置く。

変更

平成 28 年 3 月 26 日 第七章 第 19 条 事務局所在地の変更